

ID: 39

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

処分の概要	特別設備等の許可		
例規名 根拠条項	名寄市智恵文多目的研修センター管理規則 第9条		
例規番号	平成22年規則第18号		
【根拠条文】 (特別設備等の許可) 第9条 研修センターに特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、事前に名寄市智恵文多目的研修センター特別設備等許可申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日